

## 「特区制度に関する特別世論調査」の概要

平成 18 年 1 月  
内閣府政府広報室

- 調 査 対 象 全国 20 歳以上の者 3,000 人  
有効回収数：1,746 人（回収率 58.2%）  
調査期間 平成 17 年 11 月 24 日～12 月 4 日
- 調 査 目 的 特区制度に関する国民の意識を調査し、今後の施策  
の参考とする。
- 調 査 項 目 （ 1 ）特区制度の認知度  
（ 2 ）特区の提案は個人や会社でもできることの  
認知度  
（ 3 ）特区の提案の意向  
（ 4 ）特区制度への期待  
（ 5 ）特区の規制の特例の全国展開について

<お願い>

本資料の内容を引用された場合、その掲載部分の写しを  
下記宛にご送付ください。

内閣府大臣官房政府広報室  
世論調査担当

〒100-8914 東京都千代田区永田町 1 - 6 - 1  
電話 03(5253)2111 内線 82780～82783

# 「特区制度に関する特別世論調査」の要旨

平成 18 年 1 月  
内閣府政府広報室

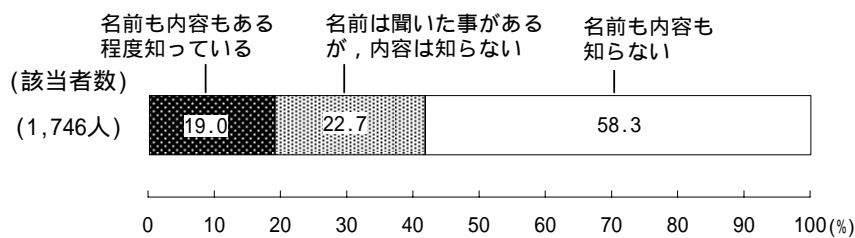
調査時期：平成 17 年 11 月 24 日から平成 17 年 12 月 4 日  
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人  
回収結果：1,746 人 (58.2%)

## 1 特区制度の認知度

### (1) 特区制度の認知度

平成 17 年 11 月

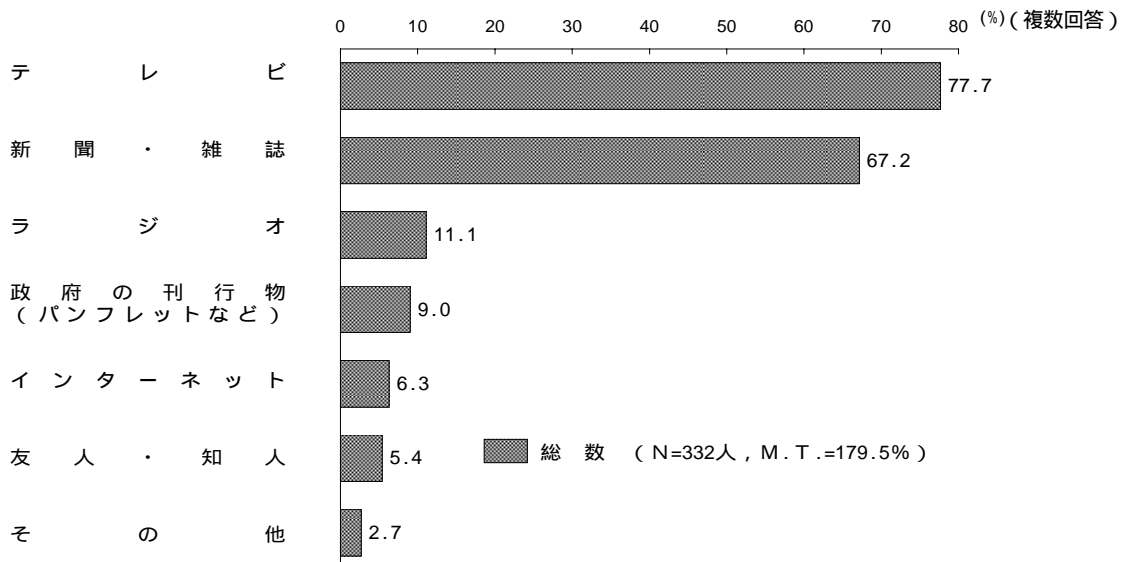
- ・ 名前も内容もある程度知っている 19.0%
- ・ 名前は聞いた事があるが、内容は知らない 22.7%
- ・ 名前も内容も知らない 58.3%



### (2) 特区制度の認知のきっかけ(特区制度の「名前も内容もある程度知っている」とした者(332人))

平成 17 年 11 月

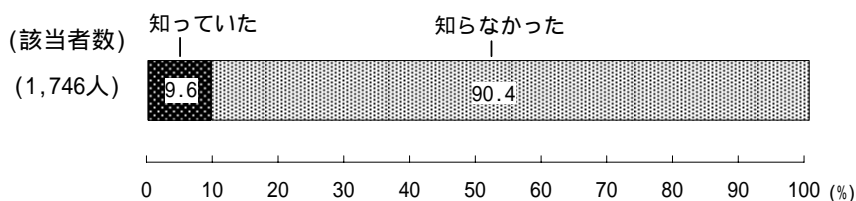
- ・ テレビ 77.7%
- ・ 新聞・雑誌 67.2%
- ・ ラジオ 11.1%
- ・ 政府の刊行物(パンフレットなど) 9.0%



## 2 特区の提案は個人や会社でもできることの認知度

平成 17 年 11 月

- ・ 知っていた 9.6%
- ・ 知らなかった 90.4%

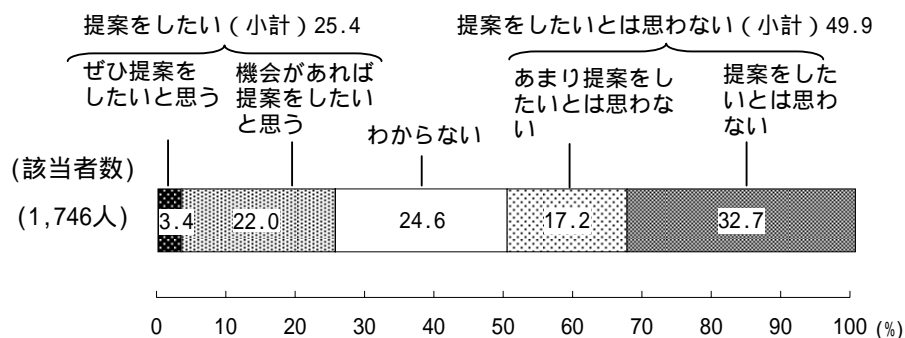


### 3 特区の提案の意向

#### (1) 特区の提案の意向

平成 17 年 11 月

・ぜひ提案をしたいと思う	3.4%
・機会があれば提案をしたいと思う	22.0%
・あまり提案をしたいとは思わない	17.2%
・提案をしたいとは思わない	32.7%
・わからない	24.6%

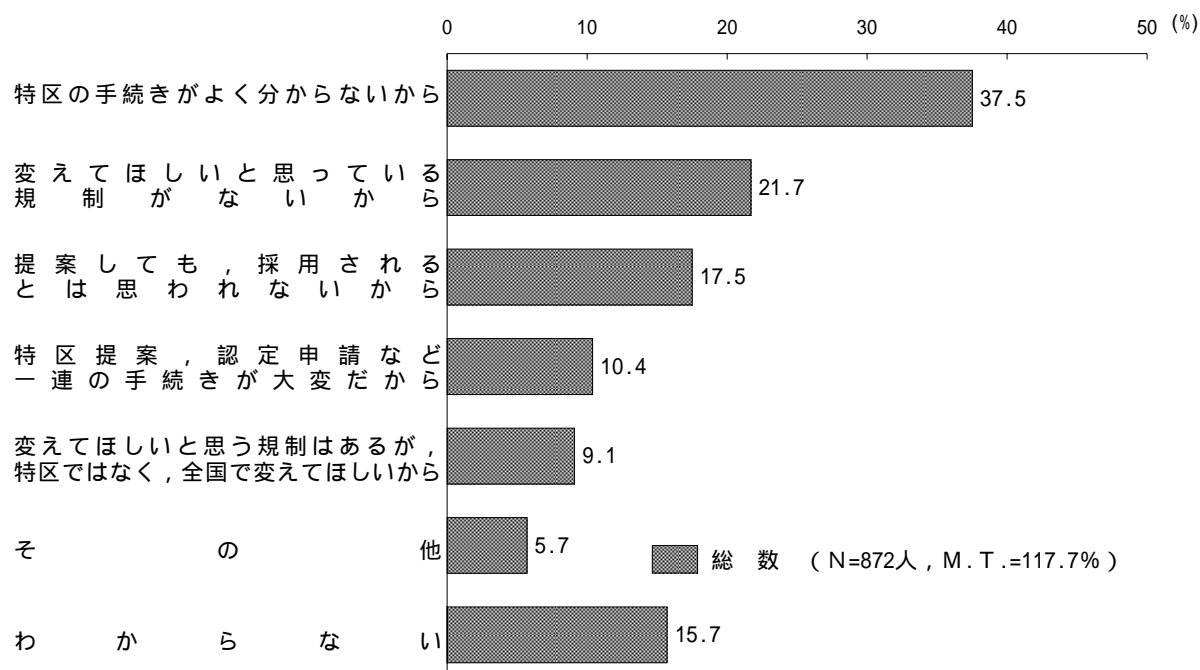


#### (2) 特区の提案をしたいと思わない理由 (「提案をしたいとは思わない」とした者(872人))

平成 17 年 11 月

・特区の手続きがよく分からないから	37.5%
・変えてほしいと思っている規制がないから	21.7%
・提案しても、採用されるとは思われないから	17.5%
・特区提案、認定申請など一連の手続きが大変だから	10.4%
・変えてほしいと思う規制はあるが、特区ではなく、全国で変えてほしいから	9.1%

(複数回答)

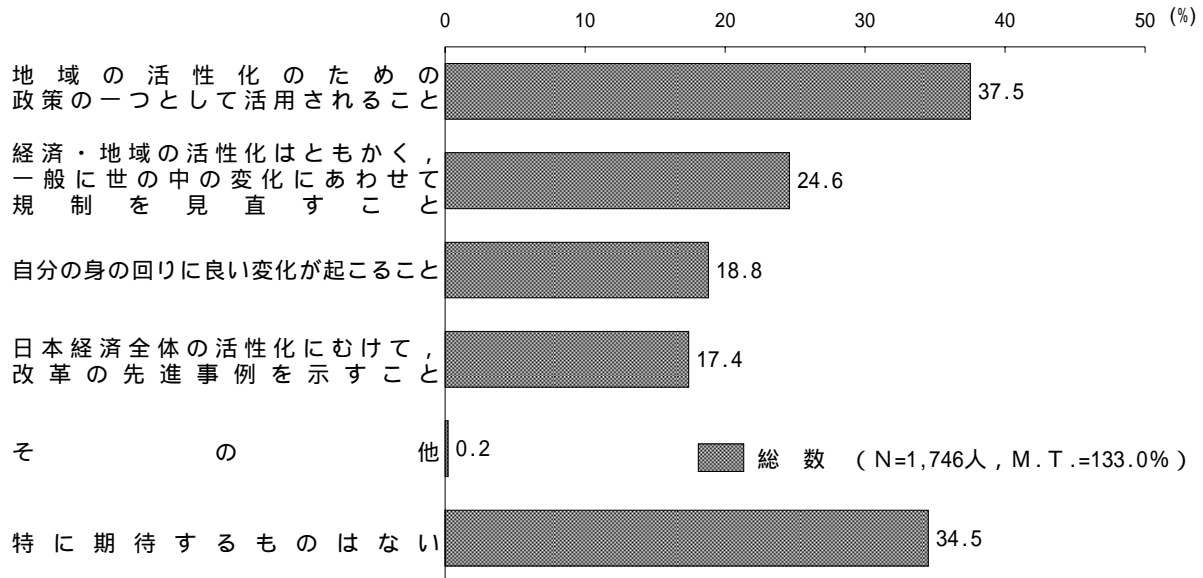


#### 4 特区制度への期待

平成 17 年 11 月

- ・地域の活性化のための政策の一つとして活用されること 37.5%
- ・経済・地域の活性化はともかく、一般に世の中の変化にあわせて規制を見直すこと 24.6%
- ・自分の身の回りに良い変化が起こること 18.8%
- ・日本経済全体の活性化にむけて、改革の先進事例を示すこと 17.4%
- ・特に期待するものはない 34.5%

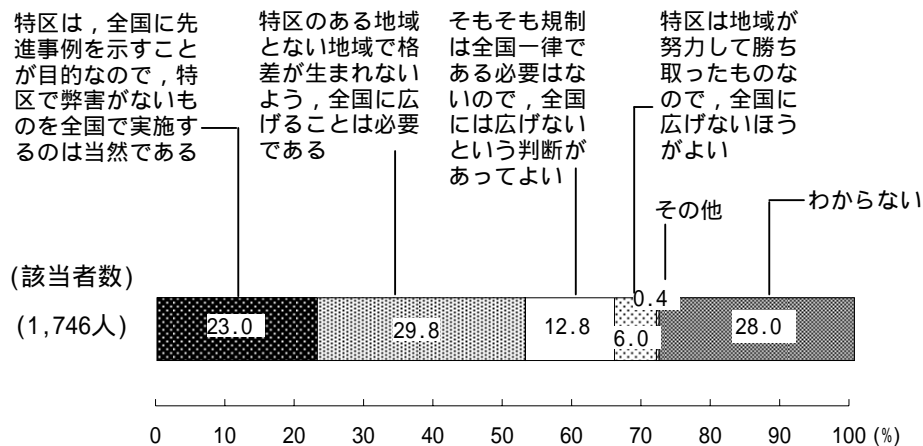
(複数回答)



#### 5 特区の規制の特例の全国展開について

平成 17 年 11 月

- ・特区は、全国に先進事例を示すことが目的なので、特区で弊害がないものを全国で実施するのは当然である 23.0%
- ・特区のある地域とない地域で格差が生まれないように、全国に広げることが必要である 29.8%
- ・そもそも規制は全国一律である必要はないので、全国には広げないという判断があつてよい 12.8%
- ・特区は地域が努力して勝ち取ったものなので、全国に広げないほうがよい 6.0%
- ・その他 0.4%
- ・わからない 28.0%



## 特区制度に関する特別世論調査

調査時期：平成 17 年 11 月 24 日から平成 17 年 12 月 4 日  
調査対象：全国 20 歳以上の者 3,000 人  
回収結果：1,746 人 (58.2%)

平成 18 年 1 月

話は変わりますが、次に時事問題として「特区制度」についてお伺いします。

(資料 2 を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う。)

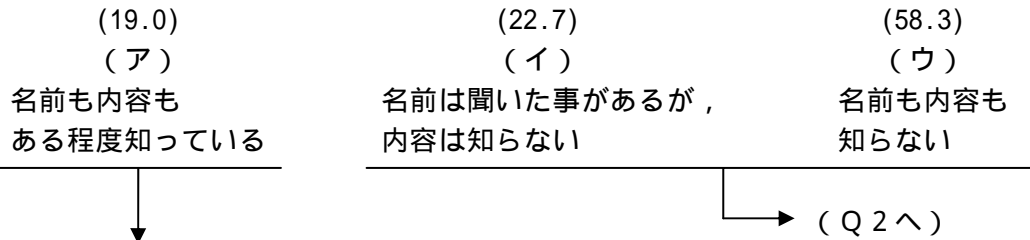
〔資料 2〕

国民の生活は、いろいろな法律などの規制により、安心して暮らすことができるようになってい  
ます。しかし、規制の中には、世の中が変わり、実態と合わなくなっているものもあります。また、何  
か新しいことを始めようとしても、規制が妨げになって進めないこともあります。

そこで、地域や民間事業者などから提案してもらったアイデアを基にして、地域を限定して、試験  
的に国の規制をゆるめたり、あるいは、なくしたりする「特区制度」(構造改革特区制度)があります。  
ここでうまくいったものは、その改革を全国に広げていきます。

例えば、これまで、株式会社でも学校を設置できる特区(千代田区など 28 箇所)、農家民宿などを  
経営する農業者でもどぶろく(にごり酒)を作れる特区(岩手県遠野市など 45 箇所)などが作られま  
した。

Q 1〔回答票 30〕あなたは、このような「特区制度」をご存じでしたか。この中から 1 つだけお答え  
ください。



〔Q 1 で (ア)「名前も内容もある程度知っている」を選択した者に〕

S Q〔回答票 31〕何を通じて制度を知りましたか。この中からいくつでもあげてください。

(M . A .)(N = 332)

(77.7) (ア) テレビ

( 5.4) (オ) 友人・知人

(11.1) (イ) ラジオ

( 9.0) (カ) 政府の刊行物(パンフレットなど)

(67.2) (ウ) 新聞・雑誌

( 2.7) その他( )

( 6.3) (エ) インターネット

(M . T . = 179.5)

Q 2 特区の提案は、地方公共団体だけでなく、個人や会社でもできます。このことをご存じでしたか。

( 9.6)  
知っていた

(90.4)  
知らなかった

Q 3〔回答票 32〕あなたは、特区の提案をしたいと思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

- ( 3.4) (ア) ぜひ提案をしたいと思う → ( Q 4 へ )  
(22.0) (イ) 機会があれば提案をしたいと思う → ( Q 4 へ )  
(17.2) (ウ) あまり提案をしたいとは思わない  
(32.7) (エ) 提案をしたいとは思わない  
(24.6) わからない → ( Q 4 へ )

〔 Q 3 で (ウ) 「あまり提案をしたいとは思わない」または (エ) 「提案をしたいとは思わない」を選択した者に〕

S Q 〔回答票 33〕特区の提案をしたいと思わない理由は何ですか。この中からいくつでもあげてください。( M . A . )( N = 872 )

- (21.7) (ア) 変えてほしいと思っている規制がないから  
( 9.1) (イ) 変えてほしいと思う規制はあるが、特区ではなく、全国で変えてほしいから  
(10.4) (ウ) 特区提案、認定申請など一連の手続きが大変だから  
(37.5) (エ) 特区の手続きがよく分からないから  
(17.5) (オ) 提案しても、採用されるとは思われないから  
( 5.7) その他 ( )  
(15.7) わからない ( M . T . = 117.7 )

Q 4 〔回答票 34〕特区制度に期待しているものは何ですか。この中からいくつでもお答えください。

- ( M . A . )  
(17.4) (ア) 日本経済全体の活性化にむけて、改革の先進事例を示すこと  
(37.5) (イ) 地域の活性化のための政策の一つとして活用されること  
(24.6) (ウ) 経済・地域の活性化はともかく、一般に世の中の変化にあわせて規制を見直すこと  
(18.8) (エ) 自分の身の回りに良い変化が起こること  
(34.5) (オ) 特に期待するものはない  
( 0.2) その他 ( ) ( M . T . = 133.0 )

(資料 3 を提示して、調査対象者によく読んでもらってから、以下の質問を行う。)

〔資料 3〕

現在の特区制度では、特区を作って 1 年経ったところで、その特区で、規制をゆるめたりなくしたりする特例によって弊害が発生したかどうかを調査します。そして、特に弊害がなければ、今度は全国でその規制の改革を行います。

このように特区の規制の特例については、特区の先進的な事例を広げるため、全国に広げるべきという意見がある一方、特区は地域が勝ち取ったものなので、全国に広げないほうがよいという意見もあります。

Q 5 〔回答票 35〕特区の規制の特例措置を、全国に広げることについてどう思いますか。この中から 1 つだけお答えください。

- (23.0) (ア) 特区は、全国に先進事例を示すことが目的なので、特区で弊害がないものを全国で実施するのは当然である  
(29.8) (イ) 特区のある地域とない地域で格差が生まれないう、全国に広げることは必要である  
(12.8) (ウ) そもそも規制は全国一律である必要はないので、全国には広げないという判断があつてよい  
( 6.0) (エ) 特区は地域が努力して勝ち取ったものなので、全国に広げないほうがよい  
( 0.4) その他 ( )  
(28.0) わからない